

波佐見町型鑄鉄製マンホールふた認定基準及び認定申請提出要領

1. 目 的

波佐見町の公共下水道事業等において使用するマンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製造工場ごとに申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 財団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 波佐見町長に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。
(様式1)
- (3) 官公庁発注工事の納入実績が3年以上あること。(様式2)
- (4) 波佐見町マンホールふた性能規定書に適合し、検査要領書に基づき波佐見町が行う製品検査に合格するか、または、公平性・中立性を確保できる第3者機関での検査を実施し検査報告書(状況写真添付)を添付すること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式3・4)

4. 認定期間

認定の有効期限は3ヶ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、認定期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式5)

6. 認定の取り消し

認定した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、波佐見町の認定を取り消すものとする。(様式6)

- (1) 財団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合

(4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行うことがある。

7. その他

- (1) 波佐見町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、波佐見町が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 波佐見町が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) 製造業者の納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出するものとする。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、波佐見町の指示又は両者の協議によるものとする。

8. 提出書類

別表1 認定申請事務処理の流れのより提出書類は次のとおりとする。

【申請】

提出書類はA4とし、ファイルに綴じて提出すること。

- ① 認定申請書（様式1）
- ② 納入実績報告書（様式2）
- ③ 緊急時連絡体制表（クレーム時・事故時・災害時等）
- ④ 製作図面（2部）
- ⑤ 日本工業規格表示許可書の写し
- ⑥ (社)日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- ⑦ 品質管理体制表及び社内検査体制表
- ⑧ その他波佐見町が必要と認めた書類

【検査報告】

検査報告書（状況写真添付）

9. 申請期間

平成19年10月1日から随時